# 総務委員会議案説明資料

## 令和元年12月20日

件	名		頁
1	第143号議案	足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の	
		一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2

(総務部)

## 第143号議案説明資料

令和元年12月20日

件名	足立区議会議員の議員 条例	報酬及び費用弁値	賞等に関する条例	剤の一部を改正する		
所管部課名	総務部 総務課					
	令和元年12月11日に 基づき、足立区議会議員の					
	1 議員報酬の改定(第2条) 報酬月額の引き下げ 61万9,000円 → 61万5,000円 (-0.58%)					
	<ul> <li>2 期末手当の改定(第8条第2項関係)</li> <li>支給月数の引き上げ 3.65月 → 3.80月(+0.15月)</li> <li>(1)令和元年度</li> <li>3月に支給する期末手当 0.25月 → 0.40月</li> <li>(2)令和2年度以降</li> <li>6月に支給する期末手当 1.65月 → 1.75月</li> <li>12月に支給する期末手当 1.75月 → 1.80月</li> </ul>					
内 容	<参考>					
	1日/二	3月	6月	12月		
	現行 	0. 25月     0. 40月	1.65月	1.75月		
	令和2年度以降		1. 75月	1. 80月		
	3 施行年月日 (1)報酬月額及び令和元年度に支給する期末手当の改定…令和2年1月1日 (2)令和2年度以降に支給する期末手当の改定…令和2年4月1日 4 新旧対照表 別紙のとおり					
今後の方針						

#### 第1条~第7条 (省略)

(期末手当)

### 第8条 (省略)

2 期末手当の額は、それぞれ基準日(前項後段に規定する場合にあっては、2 期末手当の額は、それぞれ基準日(前項後段に規定する場合にあっては、) 日が12月1日であるときは、6月以内)の期間におけるその者の在職期間 の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

改正前

#### 3~4 (省略)

### 別表

IX.			
職名		議員報酬月額	
議員			61万9,000円
議長	省略		
副議長	省略		
委員長	省略		
副委員長	省略		
備考			
省略			

## 第1条による改正後

第1条~第7条 (期末手当)

(省略)

第8条 (省略)

離職又は死亡の日)現在におけるその者の議員報酬月額と当該議員報酬月 離職又は死亡の日)現在におけるその者の議員報酬月額と当該議員報酬月 額に100分の45を乗じて得た額との合計額に、3月に支給する場合において│ 額に100分の45を乗じて得た額との合計額に、3月に支給する場合において│ は100分の25、6月に支給する場合においては100分の165、12月に支給する は100分の40、6月に支給する場合においては100分の165、12月に支給する 場合においては100分の175を乗じて得た額に、基準日以前3月以内(基準)場合においては100分の175を乗じて得た額に、基準日以前3月以内(基準) 日が12月1日であるときは、6月以内)の期間におけるその者の在職期間 の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

3~4 (省略)

## 別表

X	
職名	議員報酬月額
議員	61万5,000円
議長	省略
副議長	省略
委員長	省略
副委員長	省略
備考	
省略	

(省略)

別表

## 改正前(第1条による改正後) 第2条による改正後 第1条~第7条 第1条~第7条 (省略) (省略) (期末手当) (期末手当) 第8条 (省略) 第8条 (省略) 2 期末手当の額は、それぞれ基準日(前項後段に規定する場合にあっては、2 期末手当の額は、それぞれ基準日(前項後段に規定する場合にあっては、) 離職又は死亡の日)現在におけるその者の議員報酬月額と当該議員報酬月 離職又は死亡の日)現在におけるその者の議員報酬月額と当該議員報酬月 額に100分の45を乗じて得た額との合計額に、3月に支給する場合において 額に100分の45を乗じて得た額との合計額に、3月に支給する場合において は100分の40、6月に支給する場合においては100分の165、12月に支給する は100分の25、6月に支給する場合においては100分の175、12月に支給する 場合においては100分の175を乗じて得た額に、基準日以前3月以内(基準)場合においては100分の180を乗じて得た額に、基準日以前3月以内(基準) 日が12月1日であるときは、6月以内)の期間におけるその者の在職期間 日が12月1日であるときは、6月以内)の期間におけるその者の在職期間 の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 3~4 (省略) 3~4 (省略) 付 則(令和 年 月 日条例第 号) この条例中第1条の規定は令和2年1月1日から、第2条の規定は同年4 月1日から施行する。

別表 (省略)